

補助金等取扱基準

補助金等の名称	指定文化財等保護事業補助金
補助事業等の目標	指定文化財等の修理・保護・公開等を行い、保存と活用を図る。
補助事業等の対象者	指定文化財等の所有者等
補助対象経費	1. 指定文化財（必要と認められる付帯物を含む。）の修理費 2. 指定文化財を管理していくために必要と認められる防災及び保管施設整備並びに環境整備に要する経費 3. 文化財の保存、伝承者の養成及び公開のために必要な事業にかかる経費 4. その他教育委員会が特に必要と認めた経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	当該事業に要する経費のうち市長が認めた経費（国庫補助金及び県費補助金相当額を控除した額）の 10 分の 2 以内の額。ただし、原則としてその額が 100 万円を超えるときは 100 万円を限度とし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 指定文化財等の保護・維持管理を継続して行い、後世へ伝えていくため。
補助事業等の評価	事業完了報告書及び現地確認により担当部所が補助事業の効果进行评估する。
補助事業等の開始時期	昭和 41 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 文化財を後世に継承していくために、3 年を超えて継続して補助することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者・補助内容・補助金交付金額及び評価内容等を市ホームページにて公表
その他	指定文化財とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）及び諏訪市文化財保護条例（昭和 41 年諏訪市条例第 1 号）の規定に基づき指定された文化財をいう。

	<p>補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び位置図</p> <p>(2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類</p> <p>(3) 事業に係る収支予算書</p> <p>(4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費の支出に関する会議録又は定款若しくは規約等に定める手続きを経たことを証する書類</p> <p>補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に報告して指示を受けること。ただし、20%以内の経費の配分の変更又は金額に変更をきたさない軽微な内容の変更については、この限りではない。</p> <p>(2) 事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は事業を予定の期間内に遂行することが困難になったときは、速やかに教育委員会に報告して指示を受けること。</p> <p>補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、規則に定められた実績報告書に、事業の実施経過及び成果を示す写真を添付して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び位置図</p> <p>(2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類</p> <p>(3) 事業に係る収支予算書</p> <p>(4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費の支出に関する会議録又は定款若しくは規約等に定める手続きを経たことを証する書類</p> <p>(5) 事業の実施経過及び成果を示す写真</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市教育委員会 生涯学習課 文化財係</p>

